

令和3年度 包括外部監査結果報告書（概要版）

～ 子ども・子育て支援事業に関する事務 ～

堺市包括外部監査人

弁護士 中務正裕

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件

子ども・子育て支援事業に関する事務

(2) 包括外部監査対象期間

原則として令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

ただし、必要に応じて令和元年度以前及び令和3年度の事務についても対象とした。

3 特定の事件を選定した理由

我が国における少子化の進行については、堺市でも例外ではなく、出生数は平成22年以降減少傾向にあり、平成31年（令和元年）の出生数は6,038人、年少人口の割合は12.7%となっている。また、平成23年以降死亡数が出生数を上回る自然減が継続しており、今後もこの傾向が続くと予想されている。

少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済構造の大きな転換期を迎えている。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題も顕在化している。堺市では、平成27年度から5カ年を計画期間とする「堺市子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、また、その後継計画として、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「堺市子ども・子育て総合プラン（第2期堺市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、妊娠・出産から乳幼児期・学齢期・青少年期に至る子ども・子育て支援施策を総合的に推進している。

子ども・子育て支援（以下「子育て支援」という。）施策については、平成23年度に包括外部監査を実施しているが、既に10年が経過しており、また、上記計画の策定前であることから、改めて同計画に基づく子育て支援事業について、効果的かつ適切に実施されてきたかどうか検証を行うことは有意義であると考え。とりわけ、昨年からのコロナ禍の中、ひとり親家庭の困窮が社会問題となっており、子育て支援施策は、社会、周辺状況の変化によって必要性、適合性等が変化していくものであることから、どのような支援事業が必要で何が足りないかという観点からも検証を試みたく、本年度の監査テーマとして選定した。

4 包括外部監査の方法

(1) 監査の視点

堺市における18歳未満の児童人口は減少傾向にあり、将来的にも、堺市における18歳未満の人口を2030年で108,567人、2050年で100,279人との予想をしており、今後とも減少傾向が続くことが想定されている。他方で、子ども・子育て支援事業の財政規模は、子ども青少年局のみを検証しても毎年数十億円規模で拡大しており、児童一人あたりで見した場合の事業費は増加する一方となっている。もちろん、児童人口の減少をくい止めるために、子育て支援事業の拡充は必要であるが、支援対象となる人口の減少が続くなか、限られた財政において総花的に事業を拡大していくことは困難であり、あまり有効性が認められない事業の廃止や縮小、より効率的な事業運営、有効性が認められる事業への選択と集中が、今後、より一層必要となると考える。

かかる視点に基づき、具体的には各事業について以下の点を中心に検証した。

- ① 事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に従い、適正に処理されているか。
- ② 子育て支援事業が、計画に基づき適切に実施されているか。また、社会状況・実態に照らし、合目的、必要性の高いものとなっているか。
- ③ 子育て支援事業の各種目標の設定が合理的か、またその目標に対する達成度はどうか（大幅に遅れている分野はないか）。
- ④ 子育て支援事業において所管部局間の連携、国や広域自治体（大阪府）との連携がとれているか。
- ⑤ 子育て支援事業が、市民へ十分に周知されているか、また、市民、事業者との連携はとれているか。
- ⑥ 子育て支援事業の予算・決算に係る事務が適切に行われ、透明性が確保されているか。
- ⑦ 委託、物品購入等の契約事務が適正かつ効率的に行われているか。
- ⑧ 施設・設備管理、会計事務が適切に行われているか。
- ⑨ 事務・事業の実施にあたり、経済性、効率性及び有効性を十分に考慮し、十分な費用対効果が得られているか。また、これを検証するために適切なモニタリングが実施されているか。

(2) 主な監査手続

- ① 関係部局に網羅的かつ具体的な質問及び追加質問を重ね、書面による回答及びヒアリングを実施した。

- ② ヒアリングに並行して関係書類・帳票類等の閲覧・突合を実施した。
- ③ 現地視察及び現地におけるヒアリングを実施した。

(3) 監査対象部署

- 子ども青少年局
- その他子ども・子育て支援事業に関する部局等

5 包括外部監査人及び補助者の氏名と資格

包括外部監査人	弁護士	中務正裕
監査補助者	弁護士	森脇雅典
	弁護士	山口心平
	弁護士	赤崎雄作
	弁護士	松本久美子
	弁護士	西川昇大
	弁護士	藤野琢也
	公認会計士	伊沢敏一

6 包括外部監査の実施期間

自令和3年4月1日 至令和4年1月31日

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2 意見等

1 監査の結果の書き分け

本報告書においては、以下のとおり、監査の結果として、「指摘事項」「意見」「要望」の3つに区分して記載した。

指摘事項	(1) 法令、基準等に違反していると認められるもの (2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	(1) 事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの (2) その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
要望	(1) 制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

2 指摘及び意見等の一覧表

本報告書において記載した「指摘」、「意見」及び「要望」の概略は次の通りである。
意見の理由等の詳細については、本編の該当頁を参照されたい。

	概要	頁
第4 子ども育成課		
意見1	【不妊症・不育症支援事業におけるリモート相談の実施】 子ども育成課における不妊症・不育症支援事業の個別面談相談について、対面に限定せず、ウェブによるリモート相談を導入することも検討すべきである。	22
意見2	【宿泊型産後ケア事業に関する兄弟のいる場合への対応充実】 宿泊型産後ケア事業に関し、現状母親と子ども1名のみが対象とされているが、利用者の拡大及び利便性向上のため、市内医療機関を拡大するとともに、兄弟を同時に預かったり、他のサービスと連携するなどの選択肢を増やすことを検討すべきである。具体的には、分娩時の入院設備として幼少兄弟児の同伴を可能としている施設など受入れ体制を整えることができる施設について、他の子育てサービスを利用した上で、父親の育児が見込めない場合や一人親家庭において、幼少兄弟児の保育や宿泊を当事業の中で対応できるよう、施設側と積極的に協議を行うことが望ましい。	25
意見3	【多胎育児家庭へのサポート体制の充実】	32

	多胎育児家庭を含めた特に支援を要する家庭に対しては、市として、育児支援ヘルパー事業の周知を徹底するとともに、その利用申請を積極的に働きかけることにより、必要な家庭に支援が行き届くよう体制をより充実すべきである。	
意見 4	【子育て相談についてウェブ面談の実施について】 地域子育て支援センター事業における子育て相談について、周知を徹底したうえ、リモートによる面談の実施を検討すべきである。	35
第5 幼保推進課		
意見 5	【保育施設の利用調整にかかる効率的な業務遂行】 保育施設の利用調整は、現状の手作業で行っているため相当な時間がかかっており、AIの活用等を含めた効率的な業務遂行について検討すべきである。	40
意見 6	【保育士確保のための周辺自治体との連携等】 保育士等の確保のため、市外に所在する保育施設で働く保育士等についても優先的な調整の対象とできるように、周辺自治体と協定を結ぶ等の連携・調整を図ることが望ましい。	41
意見 7	【利用者負担額の階層区分のあり方について】 堺市においては、保育料の利用者負担額を定めるための階層区分が、他の政令指定都市と比較して少ないため、よりきめ細やかな設定を行うことで収入に応じた公平性を感じられるものとするよう検討を行うべきである。	44
意見 8	【ひとり親世帯等の利用者負担額の減免の範囲と同収入世帯との保育料の格差について】 堺市においては、ひとり親世帯等に該当する場合の利用者負担額について、所得割額 77,101 円未満の世帯をすべて無償化しているところ、ひとり親世帯等に該当する場合か否かで保育料の負担の差額が月額最大 2 万 5,000 円も生じており、ひとり親等世帯への保護だけでなく、公平な利用者負担額の分担という観点から、保育料設定の見直しを検討すべきである。	45
意見 9	【保育料の徴収について】 保育料の徴収において、一定月数分以上の滞納が生じた場合等、早期の段階で、給与の差押えを含めた強制的な徴収に踏み切る必要があると考える。	50
意見 10	【給与等を財産調査・差押の対象とした徴収マニュアルの整備】 堺市の保育料徴収マニュアルには、生命保険と預貯金についての財産調査、差押関連業務の記載があるが、その他の財産、例えば給与や不動産に関する記載はない。したがって、給与や不動産に関する差押えの対象とした場合のマニュアルを整備し、効果的な徴収を図るべきと料する。	51
意見 11	【補助金の目標設定及び実績評価の方法】	59

	民間認定こども園・保育所運営補助事業における補助金は、保育内容の充実等のために人件費の補助にかかる部分と、地域の子育て家庭への支援として地域活動・子育て支援事業にかかる費用を補助するという部分と性質の異なる目的のものが含まれているが、事務事業総点検シートにおいては、それらを区別せずに本事業の目標値の設定及び実績の評価を行っている。それぞれの事業についての適切な評価を行うべく、別個に目標設定や実績評価を行うべきであるとする。	
意見 12	【保育士の配置改善についての目標設定・実績評価】 地域型保育運営補助事業においても、民間認定こども園・保育所運営補助事業や私立幼稚園運営補助事業と同様に、保育士の配置改善について目標を設定し、実績の評価を行うべきである。	61
意見 13	【目標達成率の向上】 私立幼稚園運営補助事業において、事務事業総点検シートにおいて設定している目標に対しての達成率が低い。その要因についてより詳細な分析を行い、設定目標の見直しを行うか、配置改善が進むようにより積極的に働きかけを行うべきである。	64
意見 14	【ホームページにおける情報記載の充実】 堺市の一時預かりの事業にかかるホームページにおいて、現在は施設名と一時預かりを実施しているか否かし表記されておらず、受入可能月齢、申込期限、料金の目安や減免制度については表記されていない。他市のホームページにおいては、一覧乃至リンクによってそれらの情報がすぐわかるように表記されているところがあり、堺市のホームページにおいても、一時預かりに関するページに受入可能月齢、申込期限、料金の目安や減免制度を記載するなどして、より充実した情報提供を行うべきである。	69
意見 15	【事務事業総点検シートの目標設定の再検討】 一時預かり事業（幼稚園型II）についての事務事業総点検シートにおける目標設定について、受け入れ可能人数を増やすことを目標値として設定するべきである。	72
意見 16	【認証保育所にかかるホームページの記載の充実化】 堺市における認証保育所が、どのような基準に基づいて認証されているのかが明確ではなく、認可外保育所以上の基準を設定している項目等、ホームページにおいてわかりやすく表示されるべきである。	84
意見 17	【資格取得後1年以内に退職した場合に補助金の返還等】 堺市保育教諭等人材確保事業補助金交付要綱上、資格取得後1年以内に退職した場合の返還の規定がない。保育士・幼稚園教諭の確保という制度の趣旨・	89

	目的に照らせば、資格取得後1年以内に退職をした場合には、対象施設にその理由の開示を求め、相当な理由が認められない場合には返還を求めることができる旨の規定に改定することを検討すべきである。	
要望1	<p>【実地監査が延期されている施設への実地監査実施】</p> <p>令和2年度において、幼保連携型認定こども園に対して、通常は原則として年に1度実施している施設監査が、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、一部の施設で実地監査が延期されている。延期された施設については、優先順位をつけ、順次監査を実施されているところであるが、現在も実施できていない施設については、早急に実施されたい。</p>	100
要望2	<p>【緊急事態宣言中における施設監査の方法について】</p> <p>今後、再度の緊急事態宣言がなされた場合における監査の方法（感染拡大防止の観点も踏まえた上での実地監査あるいは実地監査にかわるリモート等での実施方法等）について検討の上、緊急事態宣言下においても実施できるような体制を整備されたい。</p>	101
第6 幼保運営課		
要望3	<p>【さかい保育士総合支援事業に関する代替案の検討】</p> <p>さかい保育士総合支援事業に基づく就職支援金および修学支援金の支給制度については、令和4年度に終了する予定であるが、今後の制度継続または支援金支給が困難であれば、代替案としての貸付金制度の検討をすることが望ましい。</p>	120
意見18	<p>【公立認定こども園運営事業の具体化・明確化】</p> <p>公立認定こども園運営事業においては、同運営にかかる事業内容が多岐にわたっており、外部からの全体像の把握が難しく、各事業内容の有効性、効率性について検証が困難となっている。具体的な事業項目毎の支出額の算定が困難であったとしても、透明性の観点から、一時預かり、障害児や医療的ケア児、外国籍の子どもの受入など具体的な事業項目について、利用者の実績数等を明らかにするなど、その具体的な事業内容を明確化し、市民に公表することが望ましい。</p>	132
要望4	<p>【給食費徴収の法的措置に関する運用等の策定】</p> <p>給食費徴収の法的措置に関する基準や運用等を定めたマニュアル等を作成することが望ましい。</p>	134
第7 待機児童対策室		
意見19	<p>【年度途中の待機児童対策の強化】</p> <p>堺市においては、年度途中の待機児童数が、大阪府下の自治体の中で例年多い傾向にある。堺市は、年度途中の待機児童の対策に「利用定員の弾力化」</p>	142

	と施設の空き状況の公表及びさかい子育て応援アプリでのマッチングを挙げ、令和2年度にはマッチング等による一定の効果もみられるものの、未だ相当数の待機児童がいる状況にあるため、年度途中の児童の受け入れを促進することを目的として、より積極的な対策の検討が必要と思料する。	
意見 20	<p>【年度途中の待機児童数の公表】</p> <p>10月時点での待機児童数を把握及び見込み、対策等の検討については、厚生労働省による集計が終了したとしても、堺市の10月時点での待機児童数の多さや推移からすれば、年度途中の待機児童対策のために少なくとも一定期間は継続して行うべきであり、年度途中の待機児童数やその対策の実施状況について公表していくべきである。</p>	143
意見 21	<p>【小規模保育事業の定員割れ対策の検討】</p> <p>小規模保育事業において利用申込者数が少なく、令和3年度は8月時点でも6割を超える施設において定員割れが生じている。その主たる理由として3歳での卒園後に再度の利用調整が必要となる不安（いわゆる3歳の壁）があげられ、小規模保育事業卒園後の利用調整においてどの程度優先調整の枠が確保されているのか、どの程度希望する認定こども園等に入所できているのか等、3歳児での利用調整における保護者の不安がある。堺市では、かかる払拭するための情報発信を行っているが、引き続きより充実した情報発信を行っていくべきと考える。また、3歳児の利用申込時の優先調整等のさらなる拡充や保育料の設定等も含め、小規模保育事業の希望者数を増加させ、定員割れをおさえることで、小規模保育事業の継続的安定的な実施を支え、もって、現在通っている児童・保護者の保護や小規模保育での保育を希望する保護者らのニーズに応えるための対策の検討が必要と思料する。</p>	144
意見 22	<p>【計画的な整備及び評価方法の改定】</p> <p>小規模保育整備事業においては、受入数の目標設定に比べて相当多くの施設整備がなされており、ニーズの把握に努め、目標設定数やニーズを大幅に超える整備がなされないよう、計画的な整備が必要である。事務事業総点検シートにおける事業評価においても、単純に受入人数の増加数が多ければ多いほど大変よいと評価するのではなく、業績の分析欄等において、受入人数の増減以外の当該事業を評価するために必要な情報を記載すべきと考える。</p>	152
要望 5	<p>【保護者ニーズにあった運用】</p> <p>送迎保育ステーションから送迎先の認定こども園まで車で約30分の距離にあり、かつ認定こども園が車以外での送迎が難しい場所にあることから、送迎保育ステーション事業の運用面に関して保護者のニーズを的確に捕らえて実施することが望まれる。</p>	155

意見 23	<p>【購入費の補助対象となるバスの安全基準】</p> <p>堺市送迎保育ステーション事業開設経費補助金交付要綱において、購入費の補助対象となるバスについて、衝突時等における幼児の被害を軽減させるために、「幼児専用座席（当該座席の後面には、衝突などによる幼児の被害を軽減させるため、緩衝材を追加すること）を設置すること」という条件を付しているが、平成 25 年 3 月に国土交通省車両安全対策検討会が示した「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」では、「幼児用座席の座面から座席背もたれ上部までの高さについて 470mm～490mm 程度とすることが望ましい」とされている。すでに導入された車両は当該ガイドラインを満たすものであったが、今後本要綱に基づいて車両購入費用等を追加で交付する場合には、当該ガイドラインの基準を満たすことを条件とすべきである。</p>	156
第 8 子ども家庭課		
要望 6	<p>【Web ツール等による迅速な相談対応】</p> <p>婦人相談員による女性相談における Web ツールの使用や電子メールでの受付等、相談を受け付ける窓口として多様な方法を準備し、迅速な相談受付を可能とするよう検討すべきである。</p>	165
意見 24	<p>【リモート会議の利用】</p> <p>ひとり親家庭の意見交換会等については、対面に限定せず、ウェブや電話によるリモートによる Web 会議の使用によっても参加できるようにすべきである。</p>	171
要望 7	<p>【ワンストップ化の推進】</p> <p>支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口に確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行うため、各区子育て支援課がひとり親家庭支援事業に関するワンストップ窓口として機能していることを広く周知すると共に、IT 機器等も利用したワンストップの相談体制を検討すべきと考える。</p>	171
意見 25	<p>【里親制度周知方法の多様化】</p> <p>堺市における里親委託率は全国的にも下位に位置している。委託率が過去 10 年間で急成長している新潟市、福岡市等の方策を参考に、里親支援等を行っている市民団体や専門家との勉強会の開催や、里親家庭協力者の募集を含む里親支援機関の充実など、里親制度の周知方法の更なる多様化を検討すべきである。</p>	178
第 9 子ども家庭課（自立支援施設）		
要望 8	<p>【児童自立支援施設の設置中止による取得土地の有効利用】</p> <p>児童自立支援施設の設置準備のために費用 930,564 千円（うち人件費 231,480</p>	195

	千円、土地取得費 666,690 千円) を支出したが、同設置中止により、取得土地についても現状その利用方法の目処が立っていない状況となっている。行政が行う事業の判断の是非については、時期に応じて変化するものであるが、設置準備費用は市民の税金による支出であることを踏まえ、取得土地についての有効利用（売却を含む。）を早急に検討することが望まれる。	
要望 9	<p>【児童自立支援施設の設置に代わる対応策の検討】</p> <p>児童自立支援施設が設置中止となっても、設置時の理念を活かすための対応策を検討し、市民に公表すべきである。具体的には、今後増設予定の修徳学院の施設へ堺市から常勤の職員を派遣することや定期的な訪問回数を増やして堺市の入所児童に対するケアを充実させることなどが考えられる。</p>	196
第 10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業		
意見 26	<p>【母子父子寡婦福祉資金貸付事業における延滞債権の開示について】</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、多額の貸倒懸念債権が発生していることもあり、貸付金事業において重要なリスク指標となる滞留債権額、貸倒損失などを歳入額、歳出額の内訳として明示し、公表されるべきと考える。また、長期延滞債権について、地方公会計マニュアルにしたがった附属明細書の作成を行ったうえ、開示すべきであると考え。</p>	204
要望 10	<p>【回収懸念債権の把握について】</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付事業において、堺市では、借入人の返済期日が到来した債権のみを回収懸念債権として取り扱っているが、滞納が発生した場合、当該借入人の債権総額について回収懸念が生じるものであるから、滞納金額のみならず、当該借入人の借入額全額に対して回収懸念債権として認識しておくことが望ましい。</p>	205
第 11 健康福祉局 障害支援課（支援教育課）・障害福祉サービス課		
要望 11	<p>【発達障害者支援センターの役割について】</p> <p>発達障害者支援センター運営業務では、相談者への相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修業務などが行われているが、同支援センターが発達障害者支援地域協議会などにおいて積極的な役割を担い、学齢期の発達障害者支援を行う教育センター、学校などの教育機関とも定期的な協議を行い、障害者支援を総合的に行う地域の拠点的作用を果たすことが望ましい。</p>	209
要望 12	<p>【発達障害者支援事業の更なる周知】</p> <p>発達障害者（児）支援事業について、乳幼児健診（1歳6ヶ月・3歳）などの機会を利用するなどして、保護者に対し、同事業の存在をさらに周知徹底させることが望ましい。</p>	213
要望 13	<p>【就学期の各種関係機関への確実な引き継ぎ】</p>	213

	発達障害者（児）支援事業の「4・5歳児発達相談」時に作成される「振り返りシート」について、就学を機に支援が分断されないよう、各機関で連携を図っているが、より緊密な連携を図るべく、保護者の同意を得て確実に関係機関(小学校その他)に引き継ぎがなされる体制の充実化を図ることが望ましい。	
意見 27	【実地指導の確実な実施】 障害児事業者等指定・指導事務事業について、定期的な実地指導の確実な実施を行うべきである。そのために、担当職員の人員増強、人材育成等の方策、一部外部委託などによる業務効率化も検討すべきと考える。	220
要望 14	【指定事業者の事業内容の質の審査の必要性】 障害児事業所等指定・指導事務事業における対象事業所の障害児等に対する支援の質の向上を図るため、第三者機関（委託）による外部評価の実施が望ましい。	220
要望 15	【啓発活動の充実】 発達障害啓発事業における啓発活動をより一層充実させ、また、発達障害者支援センターとのより一層の連携を図っていくことが望ましい。	229
要望 16	【他の事業との連携による効率化】 障害児通所支援事業者育成事業においては、障害児等療育支援事業、あい・さかい・サポーター養成事業との連携を図り、同種事業との効率化を図るべきである。	231
要望 17	【外部委託の検討】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業の実施主体を専門機関に外部委託することを検討すべきと考える。（なお、令和4年度予算にて外部委託にて予算要求が行われている。）	235
第12 子ども相談所		
意見 28	【子ども相談所における業務運営】 子ども相談所における職員の長時間勤務が常態化していることを踏まえ、児童福祉司を含めた職員配置数の適正化を図る必要がある。また、外部NPO法人への業務一部委託や弁護士等の専門職の採用等を含め、職員の負担軽減につながる方法について検討すべきと考える。	239
要望 18	【子育て支援課、児童心理司との連携と情報の集約化】 堺市では、子ども相談所の業務は、本庁と主に児童心理司が配属されている三国ヶ丘庁舎分室、一時保護所に分かれている。また各区役所に保健福祉総合センター子育て支援課が設置されている。かかる子ども相談所本庁と、三国ヶ丘分室、各区役所子育て支援課との連携強化（3庁舎間のテレビ会議シ	243

	<p>システムの導入) や、子どもの管理情報 (カルテ) の電子化及び堺市のクラウドネットワーク上でのクラウド利用等の IT ツールを利用した連携強化を推進することが望ましい。</p>	
要望 19	<p>【一時保護児童について2カ月以内の援助方針】 一時保護児童については、2カ月以内に援助方針を決定すべきことが定められているが、2カ月を超えて援助決定がされているケースが相当程度認められる。そのため、早期に援助方針を決定できるように、体制の整備を図るべきである。</p>	247
要望 20	<p>【一時保護児童に関する教育の機会保障】 2か月以内の援助方針決定が困難であるという現状を考慮すれば、一時保護施設での、児童の学習環境を整えるため、教育委員会と協力のうえ、保護中の児童の年齢と人数に見合った教員数を確保すべきと考える。</p>	247
要望 21	<p>【徴収率の改善について】 児童養護施設等入所者負担金の徴収率が悪化している。児童養護施設等入所者負担金は、利用者負担金ではあるものの、保護者の意向に反する職権による一時保護などをきっかけに入所に至るという点で、一般的な利用者負担金とは大きく異なり、慎重な対応が望まれるため、一律の外部委託は困難であるものの、一定の条件の下で、外部機関へ、徴収業務の委託を検討するなど、徴収率の改善に努めるべきと考える。</p>	248
要望 22	<p>【アンケートの実施】 一時保護施設で保護された児童や親権者、里親等へアンケート調査やインタビューを実施し、その結果を集約して施策に反映することを検討すべきである。</p>	249
意見 29	<p>【積極介入事案における検証について】 堺市では、第三者評価の体制を整備し、2年に1回又は必要に応じ外部委員等により、①児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析、検証等に関する事、②被措置児童等虐待に関する事、③子ども相談所の運営に関する評価及び検証に関する事について評価を行っているが、子ども相談所による積極的な介入によって保護者との間で紛争化した個別案件等については、その検証、評価の対象に含まれていない。かかる事案についても、中立性、独立性が保たれた評価機関による市民に対する説明を行うことは重要と考えられることから、積極的介入による個別事案の検証についても外部委員等からなる堺市子ども虐待検証部会の目的事項に含めるか、もしくは、別途、外部委員等からなる検証体制を整えることが望ましいと考える。</p>	249
<p>第13 教育委員会 (学童事業)</p>		

要望 23	<p>【堺市放課後子ども総合プラン事業について】</p> <p>堺市放課後子ども総合プラン事業について、一部小学校では随意契約が行われている。これは、地域住民等の参加を促進する趣旨に適うため、同校区においてのみ担い手となる NPO 法人が存在することが理由とされている。その趣旨を活かし、公募型プロポーザルを行う場合にも、地域住民等の参画促進について、その選定の際の考慮条件とすることが望ましい。</p>	253
要望 24	<p>【放課後ルーム事業について】</p> <p>放課後ルーム事業について、一部小学校では随意契約が行われている。これは、地域住民等の参加を促進する趣旨に適うため、同校区においてのみ担い手となる地元自治会を基礎とした運営委員会が存在することが理由とされている。その趣旨を活かし、公募型プロポーザルを行う場合にも、地域住民等の参画促進について、その選定の際の考慮条件とすることが望ましい。</p>	258
意見 30	<p>【放課後ルーム事業、放課後児童対策事業（のびのびルーム）、放課後子ども総合プラン事業の統合について】</p> <p>堺市では、放課後ルーム事業、放課後児童対策事業（のびのびルーム）、放課後子ども総合プラン事業という目的及び実施内容が類似する 3 つの事業が併存しているが、実施内容について統一し、統一的、効率的な運用を図るべきである。</p>	259
第 1 4 子ども企画課		
意見 31	<p>【さかい子育て応援団事業に関する周知】</p> <p>さかい子育て応援団の登録数について、目標値を達成できていない状況が続いているため、周知方法を拡大・改善をするなどの対策をとる必要がある。</p>	265
意見 32	<p>【委託料の適切な検証】</p> <p>さかい子ども食堂ネットワーク形成支援事業に関する堺市社会福祉協議会への委託料について、同協議会に対し、見積額の根拠を明示するよう依頼し、堺市においてもその検証を行うべきである。</p>	283
要望 25	<p>【クラウドファンディングによる寄附金の使途の明確化】</p> <p>堺市がクラウドファンディングにより取得した寄附金約 500 万円について、クラウドファンディングの募集時から具体的な使用使途を明確にしておくべきである。</p>	283

第3 総括

堺市における子ども・子育て支援事業においては、堺市子ども・子育て総合プランに沿い、多種多様な事業が実施されている。本監査報告書では、その全体像及び各事業の概要及びその収支を明示することも市民にとって有意義と考え、それぞれの担当部課毎に事業内容を精査し、特に意見を付していない事業についてもその概要等を記したうえ、適宜コメントを付している。監査の結果、法令・基準に違反するもの、又は適正を欠き是正が必要と認められる「指摘」事項は不見当であったが、効率性、経済性又は有効性の観点から改善を検討すべき点については「意見」を付し、また、制度・組織等に関する課題で要望すべき点については「要望」事項とした。

以下は、それぞれの意見及び要望について、同様の趣旨に基づくものを整理し、総括意見として纏めたものである。

1. コロナ禍における事務事業として改善を検討すべき点

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府による緊急事態宣言が発令され、対面による事業の実施が制限されるなど、これまで行われてきた事業の実施に支障を来す事態が生じた。もっとも、今後ともこのような感染症の拡大による対面による事業実施が困難となることも十分想定されること、また、同時に、WEB機器を利用したリモートによる面談も一般化しつつあることを踏まえ、対面による事業実施が困難となった場合でも、できる限り対面に近い形での事業実施ができるよう、リモートによる相談等の実施が望まれる。また、感染防止の観点から諸施設の実地監査が延期されることとなった。感染拡大を防止する観点からやむをえないものではあるが、保育施設や障害者施設における不祥事が全国的に相次いでいるなか、延期されていた施設の実地監査を早急を実施し、また、実地監査ができない状況でもリモート等による監査方法も次善の策として検討すべきと考える。

- ① 子ども育成課における不妊症・不育症支援事業の個別面談相談についてリモート相談の実施【意見1】。
- ② 地域子育て支援センター事業における子育て相談についてリモート相談の実施【意見4】。
- ③ ひとり親家庭の意見交換会等におけるリモートによるWeb会議の実施【意見24】。
- ④ 幼保連携型認定こども園に対する実地監査【要望1】及びリモートによる監査方法の検討【要望2】。

2. 負担の公平性の観点から改善を検討すべき点

- ① 堺市においては、保育料の利用者負担額を定めるための階層区分が、他の政

令指定都市と比較して少ないため、よりきめ細やかな設定を行うことで収入に応じた公平性を感じられるものとするよう検討を行うべき【意見 7】。

- ② 堺市においては、ひとり親世帯等に該当する場合の利用者負担額について、所得割額 77,101 円未満の世帯をすべて無償化しているところ、ひとり親世帯等に該当する場合か否かで保育料の負担の差額が月額最大 2 万 5,000 円も生じており、ひとり親等世帯への保護だけでなく、公平な利用者負担額の実現という観点から、保育料設定の見直しを検討すべき【意見 8】。
- ③ 保育料の徴収において、一定月数分以上の滞納が生じた場合等、早期の段階で、給与の差押えを含めた強制的な徴収に踏み切るべきであり、給与や不動産に関しても差押えの対象とした場合のマニュアルを整備し、効果的な徴収を図るべき【意見 9、意見 10】。また、給食費徴収に関し、法的措置に関する基準や運用等を定めたマニュアル等を作成することが望ましい【要望 4】。
- ④ 児童養護施設等入所者負担金の徴収率が悪化している。保護者の意向に反する職権による一時保護などをきっかけに入所に至るという点で、一般的な利用者負担金とは異なるが、一定の条件の下で、外部機関へ、徴収業務の委託を検討するなど、徴収率の改善に努めるべき【要望 21】。

3. 市民の利便性を高める観点から改善を検討すべき点

- ① 宿泊型産後ケア事業に関し、現状母親と子ども 1 名のみが対象とされているが、兄弟を同時に預かったり、他のサービスと連携するなどの選択肢を増やすべき【意見 2】。
- ② 多胎育児家庭を含めた特に支援を要する家庭に対し、育児支援ヘルパー事業の周知を徹底するとともに、その利用申請を積極的に働きかけることにより、必要な家庭に支援が行き届くよう体制をより充実すべき【意見 3】。
- ③ 堺市の一時預かりの事業にかかるホームページにおいて、現在は施設名と一時預かりの実施の有無のみ表記されているが、受入可能月齢、申込期限、料金の目安や減免制度を記載するなどして、より充実した情報提供を行うべき【意見 14】。
- ④ 認証保育所についても、どのような基準に基づいて認証されているのかホームページの記載を充実化させるべき【意見 16】。
- ⑤ 堺市では、年度途中の待機児童数が、大阪府下の自治体の中で例年多い傾向にあり、さかい子育て応援アプリでのマッチングによる一定の効果はあるものの、より積極的な対策の検討が必要であり【意見 19】、少なくとも

一定期間は、引き続き 10 月時点での待機児童数の公表を行うべき【意見 20】。

- ⑥ 小規模保育事業において、令和 3 年度は 8 月時点でも 6 割を超える施設において定員割れが生じている。その主たる理由として 3 歳での卒園後に再度の利用調整が必要となる不安（いわゆる 3 歳の壁）が考えられるが、引き続きより充実した情報発信を行い、3 歳児の利用申込時の優先調整等のさらなる拡充や保育料の設定等も含め、保護者らのニーズに応えるための対策を検討すべき【意見 21】。
- ⑦ 堺市における里親委託率は全国的にも下位に位置しており、里親制度の周知方法の更なる多様化を検討すべき【意見 25】。
- ⑧ 婦人相談員による女性相談における Web ツールの使用や電子メールでの受付等、相談を受け付ける窓口として多様な方法を検討すべき【要望 6】
- ⑨ ひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、各区子育て支援課がひとり親家庭支援事業に関するワンストップ窓口として機能していることを広く周知すると共に、IT 機器等も利用したワンストップの相談体制を検討すべき【要望 7】。
- ⑩ 発達障害者支援事業については、乳幼児診断（1 歳 6 ヶ月・3 歳）及び就学时健診などの機会を利用するなどして更なる周知を行い【要望 12、15】、就学期の各関係機関への確実な引き継ぎがなされるよう体制の充実を図るとともに【要望 13】、発達障害者支援センターについては、相談者の相談支援等に加え、障害者支援を総合的に行う地域の拠点的役割を果たすことが望ましい【要望 11】。

4. 事務事業の有効性・適正化・透明化の観点から改善を検討すべき点

- ① 堺市保育教諭等人材確保事業補助金交付要綱上、資格取得後 1 年以内に退職した場合の返還の規定がないが、資格取得後 1 年以内に退職をした場合には、対象施設にその理由の開示を求め、相当な理由が認められない場合には返還を求めることができる旨の規定に改定することを検討すべき【意見 17】。
- ② 公立認定こども園運営事業においては、同運営にかかる事業内容が多岐にわたっており、外部からの全体像の把握が難しく、透明性の観点から、一時預かり、障害児や医療的ケア児、外国籍の子どもの受入など具体的な事業項目について、利用者の実績数等を明らかにするなど、その具体的な事業内容を明確化し、市民に公表すべき【意見 18】
- ③ 堺市送迎保育ステーション事業開設経費補助金交付要綱において、購入費

の補助対象となるバスについて、「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」に沿った基準を条件とすべき【意見 23】。

- ④ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、多額の貸倒懸念債権が発生していることもあり、貸付金事業において重要なリスク指標となる滞留債権額、貸倒損失などを歳入額、歳出額の内訳として明示し、公表するとともに、長期延滞債権について、地方公会計マニュアルにしたがった附属明細書の作成を行い、開示すべき【意見 26】。また、借入人の返済期日が到来した債権のみを回収懸念債権として取り扱っているが、滞納金額のみならず、当該借入人の借入額全額に対して回収懸念債権として認識しておくことが望ましい【要望 10】。
- ⑤ 障害児事業者等指定・指導事務事業について、障害児事業者等指定・指導事務事業について、定期的な実地指導の確実な実施を行うべき【意見 27】。
- ⑥ 子ども相談所における職員の長時間勤務が常態化していることを踏まえ、児童福祉司を含めた職員配置数の適正化を図るとともに、外部 NPO 法人への業務一部委託や弁護士等の専門職の採用等を含め、職員の負担軽減につながる方法について検討すべき【意見 28】。
- ⑦ 一時保護児童について、2 カ月以内に援助方針を決定すべきことが定められているが、2 カ月を超えて援助決定がされているケースが相当程度認められるため、早期に援助方針を決定できるように体制の整備を図るべき【要望 19】。また、一時保護施設での児童の学習環境を整えるため、教育委員会と協力のうえ、保護中の児童の年齢と人数に見合った教員数を確保すべき【要望 20】。
- ⑧ さかい子ども食堂ネットワーク形成支援事業に関する堺市社会福祉協議会への委託料について、見積額の根拠を明示するよう依頼し、その検証を行うべき【意見 32】。
- ⑨ クラウドファンディングによる寄附を募る場合、募集時から具体的な使用用途を明確にしておくべき【要望 25】。

5. 事務事業の効率化の観点から改善を検討すべき点

- ① 保育施設の利用調整は、現状の手作業で行っているため相当な時間がかかっており、AI の活用等を含めた効率的な業務遂行について検討すべき【意見 5】。
- ② 保育士等の確保のため、市外に所在する保育施設で働く保育士等についても優先的な調整の対象とできるように、周辺自治体と協定を結ぶ等の連携・調整を図るべき【意見 6】。

- ③ 堺市では、放課後ルーム事業、放課後児童対策事業（のびのびルーム）、放課後子ども総合プラン事業という目的及び実施内容が類似する 3 つの事業が併存しているが、実施内容について統一し、統一的、効率的な運用を図るべき【意見 30】。
- ④ 障害児通所支援事業者育成事業においては、障害児等療育支援事業、あい・さかい・サポーター養成事業との連携を図り、同種事業との効率化を図るべき【要望 16】
- ⑤ 子ども相談所の業務は、本庁と三国ヶ丘庁舎分室、一時保護所に分かれており、各区役所に保健福祉総合センター子育て支援課が設置されている。かかる担当課間の連携強化のため、3 庁舎間のウェブ会議や子どもの管理情報（カルテ）の電子化及びクラウド利用等の IT ツールを利用した効率化を検討すべき【要望 18】

6. 事務事業の評価・検証の観点から改善を検討すべき点

- ① 民間認定こども園・保育所運営補助事業における補助金は、人件費の補助にかかる部分と、地域活動・子育て支援事業にかかる費用を補助するという部分と性質の異なる目的のものが含まれているが、事務事業総点検シートにおいては、それぞれの事業についての適切な評価を行うべく、別個に目標設定や実績評価を行うべき【意見 11】。
- ② 地域型保育運営補助事業において、民間認定こども園・保育所運営補助事業や私立幼稚園運営補助事業と同様に、保育士の配置改善について目標を設定し、実績の評価を行うべき【意見 12】。
- ③ 私立幼稚園運営補助事業において、事務事業総点検シートにおいて設定している目標に対しての達成率が低いと、その要因について、分析を行い、設定目標の見直し、または配置改善が進むようにより積極的に働きかけを行うべき【意見 13】。
- ④ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）についての事務事業総点検シートにおける目標設定について、受け入れ可能人数を増やすことを目標値として設定すべき【意見 15】。
- ⑤ 小規模保育整備事業においては、受入数の目標設定に比べて相当多くの施設整備がなされており、ニーズの把握に努め、目標設定数やニーズを大幅に超える整備がなされないよう、計画的な整備が必要。また、事務事業総点検シートの業績の分析欄等において、当該事業を評価するに当たっての個別の事象（幼保連携型認定こども園の新設公募の不成立による小規模保育事業への振替えがあったことなど）も記載すべき【意見 22】。

- ⑥ 子ども相談所の事業について、第三者評価の体制を整備しているが、子ども相談所による積極的な介入によって保護者との間で紛争化した個別案件等については、その検証、評価の対象に含まれていない。かかる事案についても、中立性、独立性が保たれた評価機関による市民に対する説明を行うことは重要と考えられることから、目的事項に含めるか、もしくは、別途、外部委員等からなる検証体制を整えるべき【意見 29】。
- ⑦ 児童自立支援施設の設置準備のために費用 930,564 千円(うち人件費 231,480 千円、土地取得費 666,690 千円)を支出したが、同設置中止により、取得土地についても現状その利用方法の目処が立っていない状況となっているため、取得土地についての有効利用(売却を含む。)を早急に検討すべき【要望 8】。また、同施設設置の理念を活かすための対応策を検討し、市民に公表すべき【要望 9】。
- ⑧ 障害児事業所等指定・指導事務事業における対象事業所の障害児等に対する支援の質の向上を図るため、第三者機関(委託)による外部評価の実施が望ましい【要望 14】。

おわりに

本監査は、令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルスによる感染症が拡大し、現地調査や直接の面談等が制限されるなかで実施した。とりわけ、子ども・子育て事業を実際に行っている現場に赴くことができず、現場の声を直接聞く機会がもてなかったことは残念であったが、ウェブ会議等も利用し、可能な限り情報収集に努め、遺漏なく監査ができるよう工夫した。

1 年を通して、子ども・子育て事業について検証し、改めて、その事業の幅の広さ、それぞれの子どもや家庭の自主性を尊重しつつその支援を行うことの難しさ、そして自治体の支援の手が極めて重要であることを痛感した。本報告書が今後の堺市の子ども・子育て事業の充実化に少しでも役立つことができれば幸甚である。

監査対象とさせていただいた子ども・子育て事業を担う堺市の関係各部局においては、多忙な業務のなか、監査人からの膨大な資料要望や質問にも適時適切に対応していただき、監査手続に最大限の協力をいただいた。また、監査の窓口となっていた法制文書課の多大なる尽力なくして、本監査を行うことは到底できなかつたものである。

改めて関係各位に感謝申し上げたい。

以上